

令和8年1月29日

報道関係 各位

田辺市総務課
課長 狩谷 賢一

田辺市市民生活応援商品券取扱店の募集について

このたび、物価高騰対策として実施する田辺市市民生活応援商品券事業（令和8年1月15日時点で田辺市の住民基本台帳に登録されている方を対象）において、当該事業で利用できる商品券の取扱店の募集を開始することになりました。

つきましては、詳細について別添のとおり情報提供いたしますので報道方よろしくお願ひいたします。

■連絡先
総務課庶務係
担当 当 北山、中野
内 線 2205
電話番号 26-9916

田辺市市民生活応援商品券事業 取扱店募集要領

1. 商品券概要

(1) 名称 田辺市市民生活応援商品券事業（以下「商品券」という）
(2) 事業主体 田辺市
(3) 運営業務受託者 株式会社エスプールグローカル
(4) 発行総額 9億3,100万円（予定）
(5) 発行部数 66,500セット（発行枚数 1,862,000枚）
14,000円×66,500人×1セット
※1セット14,000円分（500円券×28枚）を配布
(6) 利用期間 令和8年3月下旬から令和8年9月30日（水）

2. 取扱店の要件

市内で営業実態がある店舗に限ります。本社所在地は問いません。フランチャイズ店やチェーン店も対象です。

ただし、次の(1)～(4)に該当する店舗は対象外です。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗、または娯楽業のうち遊技場など（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗

(3) 下記[4 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗

(4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

※消費者の利便性の観点で、旧市町村間で利用できる店舗に著しい格差が生じるおそれがある場合であって、市が特に必要と認めるときは、例外的に登録することができます。

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されると、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) 商品券を消費に利用せずに現金化することや、使用された商品券を再び利用することはできません。
- (5) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の紛失、盗難、毀損等に対し、田辺市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象外

- (1) 出資又は債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- (7) 事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (8) 娯楽業のうち遊技場（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払
- (9) 家賃・地代・駐車料等の支払
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及び卓上POPを利用者が分かりやすい場所に掲示及び設置してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。商品券見本を、すぐに確認できる場所に備え付け、偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを

拒否するとともに、その事実を速やかに田辺市市民生活応援商品券事務局まで報告してください。

(3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため換金済チェック欄にチェック（✓マーク）を記入することとし、既に換金済みチェック欄にチェックの記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

(4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店舗における、利用期間中の商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

(5) 事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。

(6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とします。

6. 申請手続について

(1) この募集要領に同意の上、「田辺市市民生活応援商品券取扱店申込書兼誓約書」

（以下「申込書」という）を商品券事業専用ホームページ内のオンライン申請フォームから申請してください。オンライン申請ができない方は、申込書に必要事項を記載の上、事務局にFAXにより提出してください。

複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。

「申込書」は商品券事業専用ホームページからもダウンロードできます。

(2) 取扱店の募集締切

令和8年2月13日（金）

※上記の期間に申請を受けた取扱店は、商品券配布時に同封する取扱店一覧に掲載します。上記の期間を過ぎても申請を受付けますが、取扱店一覧には掲載できませんので、ご了承願います。（商品券事業専用ホームページへは掲載されます。）

(3) 申請後について

申込のあった店舗については、「申込書」の内容を精査のうえ、取扱店として登録します。（登録不可である場合は、田辺市市民生活応援商品券事務局から連絡します。）取扱店には、後日、ポスター、卓上POP、マニュアルなどの物品等を配布します。

(4) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

7. 換金について

換金手数料は一切発生しませんのでご安心ください。

換金は、スマートフォン等の電子端末を活用し、事業者様ご自身で行っていただくことが基本となります。なお、対応が困難な場合は、田辺市市民生活応援商品券事務局までご連絡ください。

<ご自分で換金作業を行っていただく方>

(1) 取扱金融機関（振込先口座）

参加申請時に、使用される金融機関を必ずご申請ください。

(2) 換金方法

① 換金作業の際に必要となる ID およびパスワードは、物品発送後に登録のメールアドレス宛に通知いたします。

② スマートフォン等の電子端末で ID およびパスワードによりログインします。換金を希望される商品券の合計金額を入力し、「コード読み取り」機能で商品券の 2 次元コードを読み取って確定します。

③ 上記操作により、換金申請が完了となります。

申請期間：令和 8 年 3 月下旬【商品券発送】～令和 8 年 10 月 26 日(月)

※月曜日までに申請された商品券分は、原則として同週の金曜日に振込予定です。

※詳細は、物品等配布時にご案内いたします。

※上記の申請期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

※換金マニュアルにつきましては、別途発送いたします。

<ご自身での換金対応が不可の方>

(1) 取扱金融機関（振込先口座）

使用される金融機関は、参加申請時に必ずご申請ください。

(2) 換金方法

集計対応のため、振込までに時間を要する場合がございます。

① 田辺市市民生活応援商品券事務局（TEL：0120-030-175）まで、換金サポート希望の旨をお電話でご連絡ください。

② 事務局より指定のレターパックをお送りします。

③ 指定のレターパックに商品券を封入し、指定の場所へ郵送してください。

(3) 申請期間等

申請期間：令和 8 年 3 月下旬【商品券発送】～令和 8 年 10 月 20 日(火)到着分

※原則として毎週金曜日に振込予定です。

※詳細は、物品配布時にご案内いたします。

※上記の申請期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

※レターパックで商品券を送付いただいた場合、事務局で読み取り作業を行うため、少々お時間をいただきます。月曜日までに事務局で処理できた分は、原則その週の

金曜日に振込いたします。到着から換金までに一定の時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

8. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消し、商品券事業専用ホームページで事業者名及び店舗名を公表し、今後、同様の事業への参加を禁止します。なお、当該取扱店の商品券を使用した取引に係る値引き分についてはすべて減額するものとし、その全額を当該取扱店が負担するものとします。また、悪質な違反行為が認められた場合、法的措置を講じる場合があります。

<問い合わせ先> 田辺市市民生活応援商品券事務局

〒646-0051 和歌山県田辺市稻成町新江原 3165 パビリオンシティ田辺 A 館 2 階

TEL : 0120-030-175 FAX : 050-3094-7778

受付 : 8 : 30~20 : 00 (土日祝を含む)